

港湾海岸に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱

第1 目的

海岸保全施設整備連携事業（以下「本事業」という。）は、大規模地震や高潮の発生の危険性が高く重要な背後地を抱え、河川事業や港湾事業等の異なる事業との計画的な連携が必要な箇所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波・高潮対策等を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人命・資産の防護を図ることを目的とする。

第2 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

第3 事業の対象

本事業の対象は、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 40 条第 1 項第 1 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであって、以下の（1）～（5）までの要件を満たすものとする。

- （1）以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。
 - （ア）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがある地域
 - （イ）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがある地域
- （2）事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。
 - （ア）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。
 - （イ）津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。
- （3）海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第 14 条の 2 に規定する操作規則（以下「操作規則」という。）が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効

性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。

(4) 第5に規定する、連携する事業全体の内容を記載した「事業間連携計画」および本事業の実施内容を記載した「海岸保全施設整備連携事業計画」が策定されていること。(以下、2つの事業計画を総称する場合は、「事業計画等」という。)

(5) 海岸保全施設整備連携事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。

離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上

その他 1億円以上

第4 事業の内容

本事業の内容は原則として、堤防・護岸等の海岸保全施設の新設又は改良を対象とする。なお、本事業は、防護ラインの見直しと併せ行う既存施設撤去を含むものとする。

第5 事業計画等

本事業における事業計画等は、連携する事業全体の内容を記載する「事業間連携計画」と本事業単独の内容を記載する「海岸保全施設整備連携事業計画」を作成する。

1. 事業間連携計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、連携する事業主体と協議の上、当該事業にかかる連携事業計画を作成するものとする。

2. 事業間連携計画の内容

事業間連携計画は、事業着手から概ね5年以下で成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 対象地域の概要
- (2) 事業の概要
- (3) 連携事業を含む計画の内訳
- (4) 成果目標

3. 海岸保全施設整備連携事業計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、当該事業にかかる事業計画を作成するものとする。

4. 海岸保全施設整備連携事業計画の内容

海岸保全施設整備連携事業計画は、以下に掲げる事項を記載するものとする。なお、事業間連携計画において概ね5年以内の成果目標の達成を見込んでいる

ことを踏まえ、適切に工期を設定するものとする。

- (1) 海岸の概要
- (2) 事業の概要
- (3) 高潮浸水想定区域又は津波災害警戒区域の指定状況
- (4) 計画の内訳
- (5) 成果目標
- (6) 費用対効果
- (7) その他参考となる事項

5. 事業計画等の同意

海岸管理者は 1. 及び 3. の規定に基づき作成された事業計画等について、国土交通省港湾局長に協議し、その同意を得るものとする。

6. 事業計画等の変更

海岸管理者は、同意を得た事業計画等を変更しようとする場合には、5. の手続きに準じて行うものとする。

第6 事業の実施

海岸管理者は、同意を得た事業計画等に基づき、計画的かつ効率的に海岸事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

第7 国の補助金の交付

国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日国港海第389号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に実施している事業については、改正後の要綱第5の4の（3）の事項を事業計画に追加し、事業計画の変更を行うものとする。